

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行後の 支援等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送を安定的に視聴できるよう、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

(1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備については、通信事業者への譲渡を可能とするとともに、維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。

また、情報通信格差是正事業補助金等を活用して整備した地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（都市自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器、ケーブルテレビ施設でのHFC方式からFTTH方式への更新に対し、財政措置を講じること。

(2) 情報通信基盤の整備を促進するため、民間事業者による超高速情報通信網の整備について支援措置を講じること。

(3) 携帯電話事業者に対して、中継基地局等の整備に当たっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波保護指針に定める数値の安全性について広く周知すること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった過疎地等における共聴施設等について、電柱共架料の負担軽減措置を講じるとともに、維持管理について必要な財政措置を講じること。

また、難視聴対策として整備したケーブルテレビ事業への財政措置等を行うとともに、新たに難視聴世帯が認められたときには、共聴施設新設及び個別受信対策に係る支援措置を講じること。